

明治十八年

沖繩縣久米島久場
島、釣島、國標建設
件

内閣批第一二六号

明治廿八年一月十二日 抄別第一三三号

標杭建設関元件請議ノ通

明治廿八年一月廿一日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文 下

外務省外交史料館蔵『帝國版図関係雜件』所収「沖縄県久米赤島、久場島、魚釣島へ国標建設ノ件」
マイクロコマンバー0049 「内閣批第一六号 〔標杭建設ニ関スル件請議ノ通〕」 外務省罫紙

内閣批第一六号

明治二十八年一月十二日 秘別第一三三号

標杭建設ニ関スル件請議ノ通

明治二十八年一月二十一日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文印